



令和 2 年
第 1 回市議会（定例会）

議案 3

（議第 9 号～議第 33 号）

荒 尾 市

令和2年第1回荒尾市議会（定例会）議案3 目次

議案番号	件名	ページ
議第9号	専決処分について（令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第4号））	1
議第10号	荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本構想等策定委員会条例の制定について	15
議第11号	荒尾市総合計画条例等の一部改正について	19
議第12号	荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	23
議第13号	荒尾市印鑑条例の一部改正について	27
議第14号	荒尾市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	31
議第15号	荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	35
議第16号	荒尾市手数料条例の一部改正について	39
議第17号	荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	43
議第18号	荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	47
議第19号	荒尾市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について	51
議第20号	荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	55
議第21号	荒尾市放課後児童クラブ条例の一部改正について	59
議第22号	荒尾市営住宅条例の一部改正について	63
議第23号	荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業施行条例の一部改正について	67
議第24号	荒尾市消防団条例の一部改正について	71
議第25号	荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	75
議第26号	荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	79
議第27号	荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について	83

議案番号	件名	ページ
議第28号	市道路線の認定について	87
議第29号	令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）	91
議第30号	令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	153
議第31号	令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	165
議第32号	令和元年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	177
議第33号	令和元年度荒尾市水道事業会計補正予算（第2号）	195

専決処分について

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）
の専決処分について

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月17日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,925千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,219,022千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 寄 附 金		125,727	84,275	210,002
	1 寄 附 金	125,727	84,275	210,002
19 繰 入 金		1,194,301	△45,350	1,148,951
	2 基金繰入金	1,126,939	△45,350	1,081,589
歳 入 合 計		23,180,097	38,925	23,219,022

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,027,883	38,925	2,066,808
	1 総務管理費	1,449,335	38,925	1,488,260
歳 出	合 計	23,180,097	38,925	23,219,022

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,027,883	38,925	2,066,808
歳出合計	23,180,097	38,925	23,219,022

2 歳 入

(款) 18 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
18	寄 附 金	125,727	84,275	210,002
	1 寄 附 金	125,727	84,275	210,002
	6 総務費寄附金	125,726	84,275	210,001
19	繰 入 金	1,194,301	△45,350	1,148,951
	2 基金繰入金	1,126,939	△45,350	1,081,589
	1 基金繰入金	1,126,939	△45,350	1,081,589

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務費寄附金	84,275	1 総務費寄附金	
1 基金繰入金	△45,350	1 財政調整基金繰入金	△84,275
		2 ふるさと応援基金繰入金	28,389
		3 子ども未来基金繰入金	10,536

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	2,027,883	38,925	2,066,808	38,925	
1 総務管理費	1,449,335	38,925	1,488,260	38,925	
7 企画費	327,694	38,925	366,619	その他 38,925	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
8 報 償 費	23,228	1 ふるさと応援寄附金推進費	38,925
		記念品賞品	(23,228)
12 役 務 費	1,680	郵便料	(1,680)
		その他委託料	(7,026)
13 委 託 料	7,026	ふるさと応援寄附金返礼業務委託料	(7,026)
14 使用料及び 賃借料	6,991	使用料	(6,991)

荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）
基本構想等策定委員会条例の制定について

荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本構想等策定委員会条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）
基本構想等策定委員会条例

別紙添付

提案理由

荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）の基本構想及び基本計画の策定に関する委員会を設置したいからである。

荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）
基本構想等策定委員会条例

（設置）

第1条 荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）の基本構想及び基本計画を策定するため、荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本構想等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）の基本構想及び基本計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 保健、福祉及び子育て支援に関する関係団体の代表者等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による答申が終了するまでの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集す

る。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部すこやか未来課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員の任期が満了した日限り、その効力を失う。

荒尾市総合計画条例等の一部改正について

荒尾市総合計画条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市総合計画条例等の一部を改正する
条例

別紙添付

提案理由

組織改編に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市総合計画条例等の一部を改正する条例

(荒尾市総合計画条例の一部改正)

第1条 荒尾市総合計画条例（平成28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「政策企画課」を「総合政策課」に改める。

(荒尾市交通安全対策会議条例の一部改正)

第2条 荒尾市交通安全対策会議条例（昭和45年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「くらしいきいき課」を「防災安全課」に改める。

(荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例の一部改正)

第3条 荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例（平成28年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条中「政策企画課」を「文化企画課」に改める。

(荒尾市防災会議条例の一部改正)

第4条 荒尾市防災会議条例（昭和38年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「くらしいきいき課」を「防災安全課」に改める。

(荒尾市災害対策本部条例の一部改正)

第5条 荒尾市災害対策本部条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「くらしいきいき課」を「防災安全課」に改める。

(荒尾市通学路交通安全推進会議条例の一部改正)

第6条 荒尾市通学路交通安全推進会議条例（平成27年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号を次のように改める。

(2) 防災安全課長

第4条第2項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 学校教育課長

(荒尾市文化財保護審議会条例の一部改正)

第7条 荒尾市文化財保護審議会条例（平成31年条例第2号）の

一部を次のように改正する。

第 8 条中「政策企画課」を「文化企画課」に改める。

(野原八幡宮風流保存調査等委員会条例の一部改正)

第 8 条 野原八幡宮風流保存調査等委員会条例（平成 3 1 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「政策企画課」を「文化企画課」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部改正について

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止に伴い、所要
の改正を行うものである。

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部を改正する条例

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項を次のように改める。

2 削除	
------	--

別表第2の9の項特定個人情報の欄中「、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する情報（以下「私立幼稚園就園奨励費補助金交付関係情報」という。）」を削り、同表25の項及び32の項特定個人情報の欄中「、私立幼稚園就園奨励費補助金交付関係情報」を削り、同表33の項を次のように改める。

33 削除		
-------	--	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市印鑑条例の一部改正について

荒尾市印鑑条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市印鑑条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

国が定める印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市印鑑条例の一部を改正する条例

荒尾市印鑑条例（昭和50年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市職員の服務の宣誓に関する条例の
一部改正について

荒尾市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員の服務の宣誓に関する条例の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

任命権者が会計年度任用職員の服務の宣誓の実施方法を定めることができるようにしたいからである。

荒尾市職員のサービスの宣誓に関する条例の
一部を改正する条例

荒尾市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別記様式による宣誓書」を「宣誓書（様式）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部改正
について

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例

別紙添付

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、フルタイム会計年度任用職員の公務
災害補償に係る補償基礎額について定めたいからである。

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第29号）の一部を次のように改正する。
第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第5号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償については、なお従前の例による。

荒尾市手数料条例の一部改正について

荒尾市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市手数料条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳に係る手数料の区分の整理を行いたいからである。

荒尾市手数料条例の一部を改正する条例

荒尾市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳の部を次のように改める。

住民基本 台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300円
	住民票の写しの交付手数料	1通につき	300円
	住民票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき	300円
	住民票の写しの広域交付手数料	1通につき	300円
	除票の写しの交付手数料	1通につき	300円
	除票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき	300円
	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300円
	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき	300円
	個人番号の通知カードの再交付手数料	1枚につき	500円
	個人番号カードの再交付手数料	1枚につき	800円
	身分証明手数料	1通につき	300円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部改正について

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の設置）

第16条 市は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、事案ごとに荒尾市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正に
ついて

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正
に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第3項において同じ」を削る。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が相当と認め

るもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市子ども医療費助成に関する条例の
一部改正について

荒尾市子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市子ども医療費助成に関する条例の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

子どもの医療費について、完全無償化する対象を拡充することで子育て世帯の負担の軽減を図りたいからである。

荒尾市子ども医療費助成に関する条例の
一部を改正する条例

荒尾市子ども医療費助成に関する条例(平成12年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号から第9号までを3号ずつ繰り上げる。

第3条第1項中「乳幼児及び児童並びに入院による医療を受ける中学生」を「子ども」に改める。

第4条第1項中「乳幼児及び低学年児童」を「子ども」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第1項中「(中学生を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の荒尾市子ども医療費助成に関する条例の規定により新たに受給資格者となる者(以下「新受給資格者」という。)に係る医療費の助成については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新受給資格者が保健医療機関において受ける診療に係る医療費から適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新受給資格者に係る医療費の助成に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

別紙添付

提案理由

国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭
和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部改正に
ついて

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

放課後児童クラブの開所時間を午後 7 時までとするため、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正
する条例

荒尾市放課後児童クラブ条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第3号中「午後6時」を「午後7時」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

通常利用（長期休業期間のみ利用以外の利用）

利用時期	児童1人当たりの使用料
2月 5月～7月 9月～11月	月額7,500円
1月 3月 4月 12月	月額8,500円
8月	月額13,000円

備考 午後6時から午後7時までの間に利用する場合の使用料は、月額1,000円を加算する。

長期休業期間のみ利用

利用時期	児童1人当たりの使用料
夏季休業期間	17,000円
冬季休業期間	8,000円
春季休業期間	8,000円

備考 午後6時から午後7時までの間に利用する場合の使用料は、1,000円を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の荒尾市放課後児童クラブ条例の規定による午後6時から午後7時までの利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

荒尾市営住宅条例の一部改正について

荒尾市営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市営住宅条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

民法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市営住宅条例の一部を改正する条例

荒尾市営住宅条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第37条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第37条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来した支払期に係る利息について適用し、施行日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。

荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業
施行条例の一部改正について

荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業施行条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業
施行条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

土地区画整理法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業
施行条例の一部を改正する条例

荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業施行条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「年6パーセント」を「、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市消防団条例の一部改正について

荒尾市消防団条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市消防団条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

人口の減少、高齢化等により団員数が減少しているため、実情に合った定数に改めたいからである。

荒尾市消防団条例の一部を改正する条例

荒尾市消防団条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「650人」を「550人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等
に関する条例の一部改正について

荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を
次のように改正するものとする。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例

荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の
一部改正について

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正
するものとする。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

荒尾市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部
改正について

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部
を改正する条例

別紙添付

提案理由

インフルエンザ予防投与薬におけるジェネリック医薬品及び避妊効果の高い緊急避妊薬の処方を開始することに伴い、処方に係る手数料を定めたいからである。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部
を改正する条例

荒尾市民病院使用料及び手数料条例（昭和24年条例第11号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ウに次のように加える。

(オ) オセルタミビル75mg 1処方につき 2,190円

(カ) オセルタミビルドライシ 1処方につき 2,190円

ロップ3%

第4条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急避妊薬処方料 1件につき 14,300円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

市道路線の認定について

市道路線について、次のように認定するものとする。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

認定する市道路線

別紙添付

提案理由

道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

認定する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
767	浦頭3号線	荒尾市本井手字浦頭	荒尾市本井手字浦頭	なし
768	古閑ノ前敵見坂線	荒尾市平山字古閑ノ前	荒尾市府本字敵見坂	なし

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第 5 号）

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 106,042 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,112,980 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方特例交付金		35,000	49,000	84,000
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	49,000	49,000
15 国庫支出金		4,827,118	△104,737	4,722,381
	1 国庫負担金	3,850,402	△11,037	3,839,365
	2 国庫補助金	965,049	△93,700	871,349
16 県支出金		2,015,616	△34,557	1,981,059
	1 県負担金	1,382,298	794	1,383,092
	2 県補助金	487,771	△35,351	452,420
17 財産収入		97,569	22,220	119,789
	2 財産売払収入	3,003	22,220	25,223
19 繰入金		1,148,951	59,837	1,208,788
	2 基金繰入金	1,081,589	59,837	1,141,426
20 繰越金		20,980	82,765	103,745
	1 繰越金	20,980	82,765	103,745
21 諸収入		314,578	△1,970	312,608
	5 受託事業収入	35,226	△603	34,623
	6 雑入	210,748	△1,367	209,381
22 市債		1,466,094	△178,600	1,287,494
	1 市債	1,466,094	△178,600	1,287,494
歳 入 合 計		23,219,022	△106,042	23,112,980

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,066,808	235,332	2,302,140
	1 総務管理費	1,488,260	233,344	1,721,604
	3 戸籍住民基本台帳費	158,089	1,988	160,077
3 民生費		11,140,347	△91,086	11,049,261
	1 社会福祉費	5,174,427	25,556	5,199,983
	2 児童福祉費	4,234,376	△116,642	4,117,734
4 衛生費		2,503,209	56,459	2,559,668
	1 保健衛生費	573,643	△8,266	565,377
	2 清掃費	1,250,299	64,725	1,315,024
6 農林水産業費		351,733	△5,802	345,931
	1 農業費	224,926	△5,802	219,124
7 商工費		488,105	△53,525	434,580
	1 商工費	488,105	△53,525	434,580
8 土木費		2,216,860	△135,518	2,081,342
	2 道路橋梁費	597,902	△16,841	581,061
	3 河川費	184,143	6,500	190,643
	4 港湾費	261,819	△27,200	234,619
	5 都市計画費	748,417	△26,395	722,022
	6 住宅費	354,539	△71,582	282,957
9 消防費		929,434	△223,520	705,914
	1 消防費	929,434	△223,520	705,914
10 教育費		1,652,299	111,618	1,763,917
	1 教育総務費	186,142	86	186,228
	2 小学校費	335,031	92,174	427,205
	3 中学校費	133,382	36,324	169,706
	4 社会教育費	356,549	△2,760	353,789
	5 保健体育費	641,195	△14,206	626,989
歳 出 合 計		23,219,022	△106,042	23,112,980

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	エネルギーマネジメント推進事業費	38,108
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（中央野原線）	94,009
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（万田田添線）	7,926
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（西原桜町線）	8,910
8 土木費	3 河川費	川登川護岸整備事業費	91,866
8 土木費	5 都市計画費	競馬場跡地管理事業費	20,000
8 土木費	5 都市計画費	公園施設長寿命化対策事業費	30,000
8 土木費	6 住宅費	住宅施設改修費	12,736
8 土木費	6 住宅費	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費	3,000
10 教育費	2 小学校費	小学校 I C T 環境整備事業費	92,174
10 教育費	3 中学校費	中学校 I C T 環境整備事業費	36,324
10 教育費	4 社会教育費	国重要文化財建造物保存修理事業費	112,317

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 保健体育費	給食センター整備推進事業費	56,952

2 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	6 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業費	8,778	公営住宅ストック総合改善事業費	118,206

第 3 表 債務負担行為補正

1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額 (千円)	期 間	限度額 (千円)
ふるさと応援寄附金返礼業務委託料	令和2年度	13,243	令和2年度	21,516

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
清掃施設整備事業	千円 5,600	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えする ことができる。
災害復旧	1,100			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁 事業	千円 150,300	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる ものについ て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者と協定するも のによる。 ただし、市財 政の都合により 繰上償還をな し、又は低利債 に借換えするこ とができる。	千円 145,700	補正前に同じ		
都市公園 事業	63,700				43,500			
公営住宅 建設事業	95,600				64,600			
海岸保全 事業	123,700				127,200			
消防・防 災施設整 備事業	251,500				47,600			
義務教育 施設整備 事業	3,400				70,700			
社会教育 施設整備 事業	69,900				73,500			

2 歳 入

(款) 10 地方特例交付金
(項) 2 子ども・子育て支援臨時交付金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方特例交付金	35,000	49,000	84,000
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	49,000	49,000
	1 子ども・子育て支援臨時交付金	0	49,000	49,000
15	国庫支出金	4,827,118	△104,737	4,722,381
	1 国庫負担金	3,850,402	△11,037	3,839,365
	1 民生費国庫負担金	3,850,402	△11,406	3,838,996
	4 災害復旧費国庫負担金	0	369	369
	2 国庫補助金	965,049	△93,700	871,349
	1 総務費国庫補助金	30,998	1,988	32,986
	2 民生費国庫補助金	174,005	△27,107	146,898
	6 商工費国庫補助金	148,323	△53,525	94,798
	7 土木費国庫補助金	498,000	△79,304	418,696

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 子ども・子育て支援臨時交付金	49,000	1 子ども・子育て支援臨時交付金
1 社会福祉費国庫負担金	△675	1 生活困窮者自立支援事業国庫負担金
4 児童手当費国庫負担金	△25,446	1 児童手当費国庫負担金
8 国民健康保険基盤安定費国庫負担金	△2,033	1 国民健康保険基盤安定費国庫負担金（保険者支援分）
12 児童扶養手当費国庫負担金	△7,288	1 児童扶養手当費国庫負担金
13 障害者自立支援給付費国庫負担金	24,036	1 障害者介護給付費国庫負担金
3 公立学校施設災害復旧費国庫負担金	369	1 公立学校施設災害復旧費国庫負担金
1 総務費国庫補助金	1,988	1 個人番号カード交付国庫補助金
4 児童福祉費国庫補助金	△27,107	1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 △7,971 2 子育て支援交付金 △5,479 3 保育所等整備交付金 △13,657
1 商工費国庫補助金	△53,525	1 プレミアム付商品券国庫補助金
1 道路橋梁費国庫補助金	△9,673	1 社会資本整備総合交付金（道路橋梁）
3 都市計画事業費国庫補助金	△23,190	1 社会資本整備総合交付金
4 公営住宅費国庫補助金	△27,940	1 社会資本整備総合交付金
7 港湾施設整備事業費国庫補助金	△13,600	1 社会資本整備総合交付金

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
		9 教育費国庫補助金	92,755	64,248	157,003
16	県支出金		2,015,616	△34,557	1,981,059
	1	県負担金	1,382,298	794	1,383,092
		1 民生費県負担金	1,375,579	794	1,376,373
	2	県補助金	487,771	△35,351	452,420
		2 民生費県補助金	366,104	△24,365	341,739
		5 農林水産業費県補助金	59,139	△4,367	54,772
		7 土木費県補助金	9,568	△2,212	7,356
		9 教育費県補助金	13,795	△4,407	9,388
17	財産収入		97,569	22,220	119,789
	2	財産売払収入	3,003	22,220	25,223
		1 不動産売払収入	3,001	22,220	25,221
19	繰入金		1,148,951	59,837	1,208,788
	2	基金繰入金	1,081,589	59,837	1,141,426
		1 基金繰入金	1,081,589	59,837	1,141,426
20	繰越金		20,980	82,765	103,745
	1	繰越金	20,980	82,765	103,745
		1 繰越金	20,980	82,765	103,745
21	諸収入		314,578	△1,970	312,608
	5	受託事業収入	35,226	△603	34,623
		2 教育費受託事業収入	32,541	△603	31,938

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
10	住宅地区改良費国庫補助金	△1,099	1	社会資本整備総合交付金
11	住宅管理費国庫補助金	△3,802	1	社会資本整備総合交付金
1	教育総務費国庫補助金	64,248	1	G I G Aスクール構想校内通信ネットワーク整備事業費国庫補助金
3	児童手当費県負担金	△3,667	1	児童手当費県負担金
6	国民健康保険基盤安定費県負担金	△5,870	1	国民健康保険保険基盤安定費県負担金 (保険税軽減分) △4,853
			2	国民健康保険保険基盤安定費県負担金 (保険者支援分) △1,017
10	障害者自立支援給付費県負担金	12,018	1	障害者介護給付費県負担金
12	後期高齢者医療制度保険基盤安定拠出金	△1,687	1	後期高齢者医療制度保険基盤安定拠出金
1	社会福祉費県補助金	△4,140	1	重度心身障害者医療費県補助金
4	児童福祉費県補助金	△20,225	1	子ども・子育て支援整備県交付金 △2,199
			2	保育対策総合支援事業費県補助金 △14,000
			3	子ども・子育て支援事業費県補助金 △4,026
1	農業費県補助金	△4,367	1	土地利用調整推進事業費県補助金
6	住宅管理費県補助金	△2,212	1	建築物管理費県補助金
4	社会教育費県補助金	△4,407	1	文化財保存整備事業費県補助金 (国重要文化財保存分)
1	土地売払収入	22,220	1	土地売払収入
1	基金繰入金	59,837	1	財政調整基金繰入金
1	繰越金	82,765	1	繰越金
2	保健体育費受託事業収入	△603	1	長洲町学校給食受託事業収入

(款) 21 諸収入
(項) 6 雑収入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	雑 入	210,748	△1,367	209,381
	4 雑 入	210,587	△1,367	209,220
22	市 債	1,466,094	△178,600	1,287,494
1	市 債	1,466,094	△178,600	1,287,494
	3 衛生債	0	5,600	5,600
	7 土木債	613,300	△52,300	561,000
	8 消防債	251,500	△203,900	47,600
	9 教育債	75,000	70,900	145,900
	10 災害復旧債	0	1,100	1,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
3 実費徴収金	△922	1 検診費実費徴収金	
8 雑入	△445	1 雑入（総務課）	
1 清掃施設整備事業債	5,600	1 清掃施設整備事業債	
1 道路橋梁事業債	△4,600	1 道路橋梁事業債	
4 都市公園事業債	△20,200	1 都市公園事業債	
5 公営住宅建設事業債	△31,000	1 公営住宅建設事業債	
7 海岸保全事業債	3,500	1 海岸保全事業債	
1 消防・防災施設整備事業債	△203,900	1 消防施設整備事業債 900 2 防災施設整備事業債 △204,800	
1 義務教育施設整備事業債	67,300	1 小学校施設整備事業債 49,400 2 中学校施設整備事業債 17,900	
4 社会教育施設整備事業債	3,600	1 社会教育施設整備事業債	
1 災害復旧債	1,100	1 農林災害復旧債 200 2 公立学校施設災害復旧債 100 3 公共用施設災害復旧債 800	

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	2,066,808	235,332	2,302,140	1,225	234,107
1 総務管理費	1,488,260	233,344	1,721,604	△763	234,107
1 一般管理費	721,377	57,225	778,602	その他 △445	57,670
5 財産管理費	54,467	0	54,467	地方債 800 その他 △19	△781
6 基金費	30,503	174,169	204,672		174,169
7 企画費	366,619	1,950	368,569	国庫支出金 △1,099	3,049

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	57,225	1 総務課人件費 退職手当	57,225 (57,225)
25 積立金	174,169	1 基金費（政策企画課） 積立金 文化振興基金積立金 ふるさと創生基金積立金 荒尾子ども未来基金積立金 2 基金費（財政課） 積立金 財政調整基金積立金 減債基金積立金 職員退職手当基金積立金 土地開発基金積立金 市制70周年記念地域活性化基金積立金 公共施設整備基金積立金 3 基金費（くらしいきいき課） 積立金 安心安全まちづくり推進基金積立金 ふるさと応援基金積立金	29,926 (29,926) (13) (98) (29,815) 53,357 (53,357) (52,980) (124) (98) (20) (10) (125) 90,886 (90,886) (8) (90,878)
19 負担金、補助及び交付金	1,950	1 地域公共交通活性化事業費 補助金 バス路線欠損補助金 2 老朽危険空家除却助成事業費 補助金 老朽危険空家除却助成補助金	4,147 (4,147) (4,147) △2,197 (△2,197) (△2,197)

(款) 2 総務費
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	158,089	1,988	160,077	1,988	
1	戸籍住民基本台帳費	158,089	1,988	160,077	国庫支出金 1,988	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	1,988	1 個人番号カード交付事業費 交付金 通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金	1,988 (1,988) (1,988)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	民生費	11,140,347	△91,086	11,049,261	△62,084	△29,002
	1 社会福祉費	5,174,427	25,556	5,199,983	21,649	3,907
	1 社会福祉総務費	1,731,675	△10,170	1,721,505	国庫支出金 △2,708 県支出金 △5,870	△1,592
	2 老人福祉費	364,856	△1,819	363,037		△1,819
	4 身体障害者福祉費	126,587	△8,280	118,307	県支出金 △4,140	△4,140
	13 障害者自立支援給付費	1,625,385	48,074	1,673,459	国庫支出金 24,036 県支出金 12,018	12,020
	16 後期高齢者医療費	1,172,733	△2,249	1,170,484	県支出金 △1,687	△562

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	△900	1 国民健康保険特別会計繰出金 △9,270 特別会計繰出金 (△9,270)
28 繰 出 金	△9,270	国民健康保険特別会計繰出金 (△9,270) 2 生活困窮者自立相談支援事業費 △900 非常勤職員報酬 (△900)
20 扶 助 費	△1,819	1 養護老人ホーム費 △1,819 扶助費 (△1,819)
20 扶 助 費	△8,280	1 重度心身障害者医療費助成費 △8,280 扶助費 (△8,280)
20 扶 助 費	48,074	1 介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費 48,074 扶助費 (48,074)
28 繰 出 金	△2,249	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 △2,249 特別会計繰出金 (△2,249) 後期高齢者医療特別会計繰出金 (△2,249)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,234,376	△116,642	4,117,734	△83,733	△32,909
1	児童福祉総務費	1,025,504	△73,230	952,274	国庫支出金 △26,424 県支出金 △20,225	△26,581
2	児童措置費	3,026,671	△32,783	2,993,888	国庫支出金 △25,446 県支出金 △3,667	△3,670
3	母子福祉費	46,339	△10,629	35,710	国庫支出金 △7,971	△2,658

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	△4,026	1 児童福祉総務費	△4,026
		その他委託料	(△4,026)
19 負担金、補助及び交付金	△47,339	保育所システム改修委託料	(△3,861)
		保育所システム保守点検委託料	(△165)
20 扶 助 費	△21,865	2 放課後児童クラブ支援事業費	△6,599
		補助金	(△6,599)
		障がい児受入推進事業補助金	(△6,599)
		3 障害児保育事業費	△2,814
		補助金	(△2,814)
		障害児保育事業補助金（保育所）	(△2,814)
		4 小規模保育所整備事業費	△15,364
		補助金	(△15,364)
		保育所施設整備補助金	(△15,364)
		5 保育対策総合支援事業費	△22,562
		補助金	(△22,562)
		保育補助者雇上強化事業補助金（保育所）	(△10,000)
		保育補助者雇上強化事業補助金（認定こども園）	(△6,000)
		事故防止推進事業補助金（保育所）	(△5,287)
		事故防止推進事業補助金（認定こども園）	(△1,275)
		6 児童扶養手当支給事業費	△21,865
		扶助費	(△21,865)
20 扶 助 費	△32,783	1 児童手当費	△32,783
		扶助費	(△32,783)
20 扶 助 費	△10,629	1 母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費	△10,629
		扶助費	(△10,629)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	衛 生 費	2,503,209	56,459	2,559,668	4,678	51,781
	1 保健衛生費	573,643	△8,266	565,377	△922	△7,344
	1 保健衛生総務費	167,242	△3,806	163,436		△3,806
	10 保健事業費	53,998	△4,460	49,538	その他 △922	△3,538

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△1,937	1 保健総務費（すこやか未来課任期付職員人件費） 一般職給
3 職員手当等	△1,166	住居手当
4 共 済 費	△703	通勤手当
		期末勤勉手当
		共済組合負担金
13 委 託 料	△4,460	1 複合健診事業費 その他委託料
		胃がん検診委託料
		大腸がん検診委託料
		ピロリ菌検査委託料

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清 掃 費	1,250,299	64,725	1,315,024	5,600	59,125
	2 塵芥処理費	891,322	64,725	956,047	地方債 5,600	59,125

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	△21,000	1 塵芥処理費	△21,000
		一般廃棄物収集処理委託料	(△18,000)
19 負担金、補助及び交付金	5,725	その他委託料	(△3,000)
		指定ごみ袋作製委託料	(△3,000)
		2 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	5,725
		各種負担金	(5,725)
25 積立金	80,000	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	(5,725)
		3 基金費（環境保全課）	80,000
		積立金	(80,000)
		一般廃棄物処理施設建設基金積立金	(80,000)

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	351,733	△5,802	345,931	△4,367	△1,435
1 農業費	224,926	△5,802	219,124	△4,367	△1,435
7 耕地費	78,478	△5,802	72,676	県支出金 △4,367	△1,435

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	△5,824	1 多面的機能支払交付金事業費 交付金 △5,824 資源向上支払（長寿命化）交付金事業交付金 (△5,824)
25 積立金	22	2 会下地区渇水恒久対策施設管理事業費 積立金 (6) 府本地区（会下）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金 (6)
		3 古屋敷地区渇水恒久対策施設管理事業費 積立金 (5) 府本地区（古屋敷）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金 (5)
		4 観音寺・南上揚地区渇水恒久対策施設管理事業費 積立金 (11) 府本地区（観音寺・南上揚）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金 (11)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		488,105	△53,525	434,580	△53,525	
1	商工費	488,105	△53,525	434,580	△53,525	
	2 商工振興費	210,594	△53,525	157,069	国庫支出金 △53,525	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	△30,000	1 プレミアム付商品券事業費	△53,525
		その他委託料	(△30,000)
19 負担金、補 助及び交付 金	△23,525	人材派遣等委託料	(△30,000)
		補助金	(△23,525)
		プレミアム付商品券事業費補助金	(△23,525)

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	2	2,216,860	△135,518	2,081,342	△121,421	△14,097
	2	597,902	△16,841	581,061	△15,473	△1,368
	2	176,368	1,500	177,868		1,500
	3	408,558	△18,341	390,217	国庫支出金 △9,673 地方債 △5,800	△2,868

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	1,500	1 道路施設改修費 県営事業負担金	1,500 (1,500)
13 委託料	△3,000	1 社会資本整備総合交付金事業費 (万田田添線) 用地取得費	△5,379 (△2,513)
15 工事請負費	△8,300	補償金	(△2,866)
17 公有財産購入費	△4,175	2 社会資本整備総合交付金事業費 (川後田府本線) 工事施工に伴う委託料	△4,662 (△3,000)
22 補償、補填及び賠償金	△2,866	用地取得費	(△1,662)
		3 社会資本整備総合交付金事業費 (貝塚本村線) 工事請負費	△1,104 (△1,104)
		4 社会資本整備総合交付金事業費 (毘沙門四反田線) 工事請負費	△7,196 (△7,196)

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	河川費	184,143	6,500	190,643	5,800	700
	1 河川総務費	184,143	6,500	190,643	地方債 5,800	700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	6,500	1 河川環境整備費 県営事業負担金	6,500 (6,500)

(款) 8 土木費
(項) 4 港湾費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	港 湾 費	261,819	△27,200	234,619	△14,700	△12,500
	2 港湾建設費	260,302	△27,200	233,102	国庫支出金 △13,600 地方債 △1,100	△12,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
15 工事請負費	△27,200	1 社会資本整備総合交付金事業費 (荒尾港海岸堤防) 工事請負費	△27,200 (△27,200)

(款) 8 土木費
(項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	748,417	△26,395	722,022	△32,094	5,699
1	都市計画総務費	405,344	0	405,344	地方債 △1,810	1,810
2	土地区画整理費	221,407	6,141	227,548		6,141
3	街路事業費	2,128	600	2,728		600
5	公園緑地費	109,538	△33,136	76,402	国庫支出金 △16,984 地方債 △13,300	△2,852

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
28 繰 出 金	6,141	1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 6,141 特別会計繰出金 (6,141) 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 (6,141)
19 負担金、補 助及び交付 金	600	1 街路整備事業費 600 県営事業負担金 (600)
15 工事請負費	△33,136	1 公園施設長寿命化対策事業費 △33,136 工事請負費 (△33,136)

(款) 8 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	354,539	△71,582	282,957	△64,954	△6,628
	1 住宅管理費	354,539	△71,582	282,957	国庫支出金 △31,742 県支出金 △2,212 地方債 △31,000	△6,628

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	△610	1 住宅・建築物安全ストック形成事業費 補助金
15 工事請負費	△64,298	戸建木造住宅耐震診断事業補助金
19 負担金、補助及び交付金	△6,674	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金
		がけ地近接等危険住宅移転事業補助金
		戸建木造住宅耐震改修工事業補助金
		戸建木造住宅建替工事補助金
		戸建木造住宅耐震シェルター工事補助金
		アスベスト含有調査等事業補助金
		戸建木造住宅総合支援事業補助金
		危険ブロック塀安全確保支援事業補助金
		2 公営住宅ストック総合改善事業費
		工事施工に伴う委託料
		工事請負費

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
9	消 防 費	929,434	△223,520	705,914	△203,900	△19,620
	1 消 防 費	929,434	△223,520	705,914	△203,900	△19,620
	3 消防施設費	18,282	0	18,282	地方債 900	△900
	5 災害対策費	293,236	△223,520	69,716	地方債 △204,800	△18,720

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	△223,520	1 防災情報伝達システム設備整備事業費 工事施工に伴う委託料
		△223,520 (△223,520)

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,652,299	111,618	1,763,917	119,393	△7,775
1	教育総務費	186,142	86	186,228	82	4
	2 事務局費	181,473	86	181,559	その他 82	4

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
25 積 立 金	86	1 基金費（教育振興課） 積立金 荒尾市学校教育施設整備基金積立金	86 (86) (86)

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	335,031	92,174	427,205	95,956	△3,782
1	小学校管理 費	201,013	0	201,013	国庫支出金 369 地方債 4,000	△4,369
2	教育振興費	134,018	92,174	226,192	国庫支出金 46,087 地方債 45,500	587

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	92,174	1 小学校 I C T 環境整備事業費 工事請負費	92,174 (92,174)

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	中学校費	133,382	36,324	169,706	36,061	263
	2 教育振興費	74,820	36,324	111,144	国庫支出金 18,161 地方債 17,900	263

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	36,324	1 中学校 I C T 環境整備事業費 工事請負費	36,324 (36,324)

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	356,549	△2,760	353,789	△807	△1,953
1	社会教育総務費	255,810	6	255,816	県支出金 △4,407 地方債 3,600	813
3	図書館費	44,405	△2,766	41,639		△2,766

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
25 積立金	6	1 基金費（政策企画課） 積立金 荒尾市宮崎兄弟顕彰基金積立金	6 (6) (6)
13 委託料	△2,766	1 図書館管理費 その他委託料 図書館システム構築業務委託料	△2,766 (△2,766) (△2,766)

(款) 10 教育費
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	641,195	△14,206	626,989	△11,899	△2,307
	2 体育施設費	134,561	△11,406	123,155	国庫支出金 △6,206 地方債 △5,090	△110
	3 学校給食費	470,649	△2,800	467,849	その他 △603	△2,197

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	△11,406	1 荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費 工事請負費	△11,406 (△11,406)
18 備品購入費	△2,800	1 給食施設改修事業費 自動車購入費	△2,800 (△2,800)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
11 災害復旧費	8,620	0	8,620	200	△200
1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	1,000	200	△200
1 農業災害復旧費	1,000	0	1,000	地方債 200	△200

(一般会計)

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,768	6,116	51	24,935	4,782	29,717	
	議 員	18	83,171		25,295		108,466	27,157	135,623	
	その他	1,658	308,757	7,080	2,307	2,558	320,702	22,416	343,118	
	計	1,678	391,928	25,848	33,718	2,609	454,103	54,355	508,458	
補正額	長 等									
	議 員									
	その他		△ 900				△ 900		△ 900	
	計		△ 900				△ 900		△ 900	
計	長 等	2		18,768	6,116	51	24,935	4,782	29,717	
	議 員	18	83,171		25,295		108,466	27,157	135,623	
	その他	1,658	307,857	7,080	2,307	2,558	319,802	22,416	342,218	
	計	1,678	391,028	25,848	33,718	2,609	453,203	54,355	507,558	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	348 ()		1,206,138	753,087	1,959,225	403,108	2,362,333	
補正額	()		△ 1,937	56,059	54,122	△ 703	53,419	
計	348 ()		1,204,201	809,146	2,013,347	402,405	2,415,752	

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	39,169	1,618	22,583	17,435	1,870	97,915
	補正額			△ 182	△ 38		
	計	39,169	1,618	22,401	17,397	1,870	97,915
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	単身赴任手当
	補正前の額	84	17,598	469,558	22,450	62,537	270
	補正額			△ 946		57,225	
	計	84	17,598	468,612	22,450	119,762	270

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	6,463,139	6,298,605	(700,900) 958,300	△ 179,700	(700,900) 778,600
(1) 土木	1,744,475	1,823,702	(199,000) 517,700	△ 21,300	(199,000) 496,400
(2) 教育	1,419,381	1,550,965	(501,700) 73,300	70,900	(501,700) 144,200
(3) 公営住宅	1,151,793	1,069,487	95,600	△ 31,000	64,600
(4) 社会及び労働					
(5) 保健衛生	648,554	632,176	1,700	5,600	7,300
(6) その他	1,498,936	1,222,275	(200) 270,000	△ 203,900	(200) 66,100
2. 災害復旧費	10,547	25,595	(10,000)	1,100	(10,000) 1,100
(1) 土木	10,345	25,443	(10,000)		(10,000)
(2) 農林水産	202	152		200	200
(3) その他				900	900
3. 枠外債					
4. 減税補填債	149,325	106,918			
5. 臨時税収補填債					
6. 臨時財政対策債	8,375,981	8,391,478	507,794		507,794
7. 減収補填債					
8. 交通事業債					
合 計	14,998,992	14,822,596	(710,900) 1,466,094	△ 178,600	(710,900) 1,287,494

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(700,900)		(700,900)
785,889		785,889	6,471,016	△ 179,700	6,291,316
			(199,000)		(199,000)
185,714		185,714	2,155,688	△ 21,300	2,134,388
			(501,700)		(501,700)
117,021		117,021	1,507,244	70,900	1,578,144
120,275		120,275	1,044,812	△ 31,000	1,013,812
28,665		28,665	605,211	5,600	610,811
			(200)		(200)
334,214		334,214	1,158,061	△ 203,900	954,161
			(10,000)		(10,000)
1,316		1,316	24,279	1,100	25,379
			(10,000)		(10,000)
1,265		1,265	24,178		24,178
51		51	101	200	301
				900	900
25,483		25,483	81,435		81,435
673,806		673,806	8,225,466		8,225,466
			(710,900)		(710,900)
1,486,494		1,486,494	14,802,196	△ 178,600	14,623,596

令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第4号）

令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,483,614千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		754,377	△9,270	745,107
	1 他会計繰入金	654,377	△9,270	645,107
7 繰越金		5,595	108,424	114,019
	1 繰越金	5,595	108,424	114,019
8 諸収入		121,924	△99,097	22,827
	4 雑入	120,824	△99,097	21,727
歳入合計		7,483,557	57	7,483,614

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 基金積立金		1	57	58
	1 基金積立金	1	57	58
歳 出	合 計	7,483,557	57	7,483,614

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7 基金積立金	1	57	58
歳出合計	7,483,557	57	7,483,614

2 歳 入

(款) 6 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	繰入金	754,377	△9,270	745,107
1	他会計繰入金	654,377	△9,270	645,107
1	一般会計繰入金	654,377	△9,270	645,107
7	繰越金	5,595	108,424	114,019
1	繰越金	5,595	108,424	114,019
2	その他の繰越金	5,595	108,424	114,019
8	諸収入	121,924	△99,097	22,827
4	雑収入	120,824	△99,097	21,727
5	雑収入	114,058	△99,097	14,961

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△4,066	1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	
2 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△6,470	1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	
6 財政安定化支援繰入金	1,266	1 財政安定化支援繰入金	
1 その他の繰越金	108,424	1 その他の繰越金	
1 雑入	△99,097	1 雑入	

3 歳 出

(款) 7 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
7 基金積立金	1	57	58		57
1 基金積立金	1	57	58		57
1 国保財政調整基金積立金	1	57	58		57

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
25 積 立 金	57	1 国民健康保険財政調整基金積立金 積立金 財政調整基金積立金	57 (57) (57)

令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 4 号）

令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 2 , 7 2 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 8 6 , 7 8 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保 険料		515,605	△10,480	505,125
	1 後期高齢者医療保 険料	515,605	△10,480	505,125
4 繰入金		241,428	△2,249	239,179
	1 一般会計繰入金	241,428	△2,249	239,179
歳 入 合 計		799,517	△12,729	786,788

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		728,331	△12,729	715,602
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	728,331	△12,729	715,602
歳 出	合 計	799,517	△12,729	786,788

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	728,331	△12,729	715,602
歳出合計	799,517	△12,729	786,788

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料
(項) 1 後期高齢者医療保険料

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	後期高齢者医療保険料	515,605	△10,480	505,125
1	後期高齢者医療保険料	515,605	△10,480	505,125
1	1 特別徴収保険料	384,079	△10,480	373,599
4	繰 入 金	241,428	△2,249	239,179
1	一般会計繰入金	241,428	△2,249	239,179
2	保険基盤安定繰入金	202,253	△2,249	200,004

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△10,480	1 現年度分
1 保険基盤安定繰入金	△2,249	1 保険基盤安定繰入金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	728,331	△12,729	715,602	△12,729	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	728,331	△12,729	715,602	△12,729	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	728,331	△12,729	715,602	その他 △12,729	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	△12,729	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	△12,729 (△12,729) (△12,729)

令和元年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第3号）

令和元年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 136,282千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 983,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		315,000	68,141	383,141
	1 国庫補助金	315,000	68,141	383,141
5 繰入金		164,325	6,141	170,466
	1 他会計繰入金	164,325	6,141	170,466
8 市債		287,400	62,000	349,400
	1 市債	287,400	62,000	349,400
歳入合計		846,725	136,282	983,007

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		757,331	136,282	893,613
	1 南新地事業費	757,331	136,282	893,613
歳 出	合 計	846,725	136,282	983,007

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理）	326,740
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費（街路）	105,740
2 事業費	1 南新地事業費	土地区画整理事業費（単独費）	873
2 事業費	1 南新地事業費	土地区画整理事業費（公共施設管理者負担金）	76,458

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	
都市計画 事業	287,400	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる ものについ て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者と協定するも のによる。 ただし、市財 政の都合により 繰上償還をな し、又は低利債 に借換えするこ とができる。	349,400				補正前に同じ

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 1 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	315,000	68,141	383,141
1	国庫補助金	315,000	68,141	383,141
1	土木費国庫補助金	315,000	68,141	383,141
5	繰入金	164,325	6,141	170,466
1	他会計繰入金	164,325	6,141	170,466
1	一般会計繰入金	164,325	6,141	170,466
8	市 債	287,400	62,000	349,400
1	市 債	287,400	62,000	349,400
1	土木債	287,400	62,000	349,400

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 区画整理国庫補助金	68,141	1 社会資本整備総合交付金
1 一般会計繰入金	6,141	1 一般会計繰入金
2 都市計画事業債	62,000	1 都市計画事業債

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	総 務 費	85,110	0	85,110	△5,220	5,220
1	総務管理費	85,110	0	85,110	△5,220	5,220
	1 一般管理費	85,110	0	85,110	地方債 △5,220	5,220

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 2 事業費
(項) 1 南新地事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 事業費	757,331	136,282	893,613	135,361	921
1 南新地事業費	757,331	136,282	893,613	135,361	921
1 南新地事業費	757,331	136,282	893,613	国庫補助金 68,141 地方債 67,220	921

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	136,282	1 社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理） 工事請負費	86,282 (86,282)
		2 社会資本整備総合交付金事業費（街路） 工事請負費	50,000 (50,000)

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
都市計画事業	101,200	417,900	(168,100) 287,400	62,000	(168,100) 349,400

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(168,100)		(168,100)
			705,300	62,000	767,300

令和元年度荒尾市水道事業会計補正予算
(第2号)

(総則)

第1条 令和元年度荒尾市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度荒尾市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,102,546千円	△10,000千円	1,092,546千円
第2項 営業外収益	299,661千円	△10,000千円	289,661千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,039,352千円	1,200千円	1,040,552千円
第2項 営業外費用	70,765千円	1,200千円	71,965千円

令和2年2月25日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和元年度 荒尾市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			1,102,546	△ 10,000	1,092,546	
	2 営業外収益		299,661	△ 10,000	289,661	
		3 消費税還付金	10,000	△ 10,000	0	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			1,039,352	1,200	1,040,552	
	2 営業外費用		70,765	1,200	71,965	
		2 消費税及び地方消費税	0	1,200	1,200	

令和元年度 荒尾市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	27,624
減価償却費	392,353
固定資産除却費	5,250
減損損失	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
引当金の増減額	△ 93
長期前受金戻入額	△ 206,489
受取利息及び受取配当金	△ 26
支払利息	70,763
固定資産売却損益	0
未収金の増減額 (△は増加)	8,787
受取手形の増減額 (△は増加)	0
たな卸資産の増減額 (△は増加)	551
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 14,438
未払金の増減額 (△は減少)	2,553
前受金の増減額 (△は減少)	0
その他流動負債の増減額 (△は増加)	0
小計	286,835
利息及び配当金の受取額	26
利息の支払額	△ 70,763
業務活動によるキャッシュ・フロー	216,098
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 527,794
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
固定資産の除却による支出	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	0
一般会計からの繰入金による収入	141,507
負担金による収入	17,402
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 368,884
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	387,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 249,037
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	138,863
資金の増加額 (又は減少額)	△ 13,923
資金期首残高	908,019
資金期末残高	894,096

令和元年度 荒尾市水道事業予定貸借対照表
(令和2年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		235,616	
	ロ 建物	386,149		
	減価償却累計額	<u>△ 132,274</u>	253,875	
	ハ 構築物	12,017,753		
	減価償却累計額	<u>△ 5,136,351</u>	6,881,402	
	ニ 機械及び装置	1,748,106		
	減価償却累計額	<u>△ 1,063,392</u>	684,714	
	ホ 車両及び運搬具	0		
	減価償却累計額	<u>0</u>	0	
	ヘ 工具器具及び備品	68,651		
	減価償却累計額	<u>△ 34,539</u>	34,112	
	ト 建設仮勘定		541,076	
	有形固定資産合計		<u>8,630,795</u>	
(2)	無形固定資産			
	イ 電話加入権		81	
	ロ ダム使用権		<u>1,713,688</u>	
	無形固定資産合計		<u>1,713,769</u>	
	固定資産合計			<u>10,344,564</u>
2	流動資産			
(1)	現金預金		894,096	
(2)	未収金	49,006		
	未収金貸倒引当金	<u>△ 887</u>	48,119	
(3)	貯蔵品		3,528	
(4)	その他流動資産		0	
	流動資産合計		<u>945,743</u>	
	資産合計			<u><u>11,290,307</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		3,925,185	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	32,908		
ロ 修繕引当金	25,146	58,054	
固定負債合計			3,983,239
4 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債		252,335	
(3) 未払金		235,614	
(4) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	3,467		
ハ 法定福利引当金	507	3,974	
(5) その他流動負債		1,073	
流動負債合計			492,996
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		5,563,674	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 2,663,579	
繰延収益合計			2,900,095
負債合計			<u>7,376,330</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 自己資本金		3,142,814	
資本金合計			3,142,814
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	18,117		
ロ 工事負担金	324		
ハ 受贈財産評価額	25,622		
ニ 他会計負担金	26,727		
ホ 他会計補助金	0		
資本剰余金合計		70,790	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	369,557		
ロ 建設改良積立金	235,170		
ハ 当年度未処分利益剰余金	95,646		
利益剰余金合計		700,373	
剰余金合計			771,163
資本合計			<u>3,913,977</u>
負債資本合計			<u>11,290,307</u>